



法人市民税の確定申告等に係る申告書(第20号様式)記載の手引

法人市民税は、**市内に事務所等又は寮等がある法人等**に課税される市税です。(地方税法第294条)

納税方法は、納税者が自ら税額を計算し、確定申告等を行って納税する「申告納付」の制度をとっています。

この申告書(第20号様式)は、確定申告、仮決算による中間申告、修正申告等をする場合に使用します。

※事務所等の開設・廃止、代表者の変更等の事実が発生した場合は「法人等設立・解散・変更届出書」を京都市 市税事務所 法人市民税担当へ提出してください。(地方税法第317条の2第9項、京都市市税条例第28条第8項、第9項)

1 申告書の提出先…「京都市 市税事務所 法人市民税担当」に1通を提出してください。

申告書を郵便又は信書便により提出される場合は、郵便物等の通信日付印の日付が申告年月日となります。

受付印を押印した申告書控えが必要な方は、控えに加え、返信先を記載し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

郵便又は信書便以外の場合、法人市民税担当への到達日が申告年月日となります。

2 申告書の提出期限・納付の期限

確定申告	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内(※)
仮決算による中間申告	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

※清算中の法人の残余財産が確定した場合は、その翌日から1ヶ月以内(1ヶ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合は、その前日まで)。

期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります。

国税の法人税において確定申告書の提出期限が延長されている場合など、この表によらないこともあります。

* 通算子法人に該当し、当該法人の事業年度開始日から、その開始日の属する通算親法人の事業年度開始日以後6ヶ月を経過した日の前日までの期間が6以外の場合は、6を該当月数に読み替えて計算します。通算親法人が協同組合等である通算子法人は、仮決算による中間申告はできません。(地方税法第321条の8第1項、第2項又は地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)第2章第4節第8の49の2、49の3)

3 法人市民税の計算方法

$$\text{税額} = \text{(1)「法人税割額」} + \text{(2)「均等割額」}$$

「法人税割」は国税の法人税の額に応じて課税され、「均等割」は事務所等又は寮等があれば課税されます。

- 「**事務所等**」とは、社会通念上そこで**本業(業を問わず、準備業務や残務整理なども含めて)法人等の事業を行うための拠点と**考えられる場所のことです。具体的な目安としては、次の①～③をすべて満たす場所です。
 - ① **【物的設備】** その法人等の事業に用いる、土地建物などのスペースと設備備品などの物があること(その法人等の所有物である必要はありません。)
 - ② **【人的設備】** その法人等の事業に従事する人がいること(非常勤の重役、顧問、派遣労働者、アルバイト、パート等も含まれます。常に入っている又は同じ人が入る必要はありません。)
 - ③ **【事業継続性】** ある程度継続して事業を行っていること(継続性は、毎日でなくても定期的に又は不定期でも相当回数事業を行っていれば、あります。2、3ヶ月だけの仮事務所等ではありません。)
- 「**寮等**」とは、法人等の従業員の福利厚生(宿泊・慰安・娯楽等)のためにいつでも【常時】利用できるよう用意された施設のことです。
- 市内に寮等のみを有する法人等及び地方税法第312条第3項第3号に規定する公共法人等は、均等割のみが課税されます。
- 法人課税信託の受託者は、受託法人としては法人税割のみが課税されます。均等割は、固有法人としては課税されますが、受託法人としては課税されません。
- 「**法人課税信託**」とは、信託財産から生じる所得について受託者に法人税が課される信託のことです。当該受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなされ、信託資産等の帰属者としては「**受託法人**」と固有資産等の帰属者としては「**固有法人**」と呼び分けられます。受託法人は会社以外の法人等又は個人でも法人とみなされます。

(1)法人税割額

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額(1,000円未満切捨て)} \times \text{法人税割の税率} \quad (100円未満端数切捨て)$$

京都市の法人税割の税率

法人等の区分	税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年9月30日以前に開始する事業年度
① 法人課税信託の受託法人 ② 下記③～④以外の法人		8.2%	11.9%	14.5%
③ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 (1)と(2)の両方に該当する法人 (1) ア 資本金等の額が3億円以下である法人 イ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。) ウ 人格のない社団等 (2) 法人税割の課税標準となる(個別帰属)法人税額が年1,600万円以下である法人		6.0%	9.7%	12.3%

○平成22年9月30日以前に解散した法人(清算確定申告をする場合)は、14.5%になります。

○法人税割の適用税率を判定する場合の資本金等の額は次の日現在のものを用います。

なお、資本金等の額の内容については、「各欄の記載のポイント」を参照願います。

確定申告	事業年度終了の日
仮決算による中間申告	事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日の前日

○「**年1,600万円以下**」は、2以上の市町村において事務所等を有する分割法人の場合には関係市町村に分割する前の額をいいます。また、**事業年度が1年未満の場合は、『1,600万円×事業年度の月数÷12の計算結果の金額以下』**と読み替えます。この場合の「事業年度の月数」は暦に従って計算し、1ヶ月に満たない端数日数は切り上げます。【例】20日間→1ヶ月

* 仮決算による中間申告の場合は、当該事業年度の月数は6と読み替えますが、通算子法人に該当し、当該法人の事業年度開始日から、その開始日の属する通算親法人の事業年度開始日以後6ヶ月を経過した日の前日までの期間が6以外の場合は、6を該当月数に読み替えて計算します。通算親法人が協同組合等である通算子法人は、仮決算による中間申告はできません。

記載例（第20号様式）

金額は1円単位まで記載し、「000」及び「00」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てて記載してください。

⑮、⑲、㉒の各欄にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。

「※」の印刷のある欄は記載不要です。

12345678		12345678	
令和 年 月 日		法人番号 9876543210987	
(宛先)京都市長		申告年月日	
所在地 京都府宇治市京都市1番地		この申告の基礎	
京都市中京区寺町通御池下る下本能寺町500番地1		1 法人税の令和 の修正申告書の提出による 2 法人税の令和 の変更、決定、再更正による	
(電話 0123 - 45 - 6789)		事業種目 繊維販売業	
法人名 河原町販売株式会社		期末現在の資本金の額又は出資金の額 90000000	
代表者氏名 京 都 太 郎		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 120000000	
令和 05 年 07 月 01 日から令和 06 年 06 月 30 日までの事業年度分の市町村民税の確定申告書		期末現在の資本金等の額 100000000	
摘要		課税標準	
(使途秘匿金税額等)		10 100 1000 10000 100000 1000000 10000000 100000000 1000000000	
法人税法の規定によって計算した法人税額		1 34567891	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		2	
還付法人税額等の控除額		3	
退職年金等積立金に係る法人税額		4	
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④		5 34567000	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ⑤×⑥		6 18267000	
市町村民税の特定寄附金税額控除額		7	
税額控除超過額相当額の加算額		8	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		9	
外国の法人税等の額の控除額		10	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		11	
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪		12 1497800	
既に納付の確定した当期分の法人税割額		13 1234500	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		14	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭		15 263300	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数		16 月 円×⑬/12	
既に納付の確定した当期分の均等割額		18 140000	
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯		19 140000	
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑯		20 403300	
⑳のうち見込納付額		21	
差引 ㉑-㉒		22 403300	
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準	
名 称		事務所、事業所又は寮等の所在地	
京都支店		中京区寺町通御池下る下本能寺町500番地1	
西営業所		右京区嵯峨町31番地	
合計		123 65	
区 名		月数	
中京区		12	
右京区		12	
均等割額		1500000 1300000	
決算確定の日		令和 年 月 日	
解散の日		令和 年 月 日	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		令和 年 月 日	
法人税の期末現在の資本金等の額		10,000,000 円	
この申告書の提出による中間申告書の提出の有無		法人税の申告書の提出の有無	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店	
還付請求税額		10 100 1000 10000 100000 1000000 10000000 100000000 1000000000	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

管理番号

京都市が設定した管理上の番号（８桁）です。下段のマイナンバー制度による法人番号とは異なります。

法人番号

マイナンバー制度による法人
番号（13桁）です。

この申告の基礎

国税の法人税の修正又は更正等を基礎に修正申告をする場合に記載。

この修正申告の基礎となつた国税の法人税の修正申告又は更正等の別とその日付を記載します。

①～④欄

通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は記載しないでください。

分割基準

分割法人（２以上の市町村に事務所等を有する法人等）が記載します。③欄には分割基準となる全従業者数を、④欄には分割基準となる京都市分の従業者数を記載します。

また、京都市内に本店所在地がある場合は、第 22 号の 2 様式にて、各市町村の分割の明細を記載します。

当該市町村内に所在する
事務所、事業所又は寮等

本店所在地が京都市以外の法人が京都市内に所在する事務所等の名称、所在地を記載します。

法人税法に基づく期末現在の資本金等の額を記載します。

指定都市に申告する場合の⑬の計算

事務所等又は寮等の所在する行政区名、月数（その区に事務所等又は寮等を算定期間中に有していた月数）、従業者数（算定期間末日現在のその区の数）、及び均等割額を記載します。区が 9 以上になる場合は、第 20 号様式別表 4 の 3 を添付し、この欄には記載しません。

各欄の記載のポイント

詳細は京都市のホームページ(京都市情報館)をご参照ください。
また、ご不明な点があれば、法人市民税担当までお問い合わせください。

欄	記載のしかた								
期末現在の資本金の額 及び資本準備金の額の 合算額	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 法人市民税の均等割の税率区分を判定する際は、「当該合算額」と下記の「期末現在の資本金等の額」を比較し、大きい方を基準とします。なお、法人税割の税率区分を判定する際は、「期末現在の資本金等の額」を基準とします。								
期末現在の資本金等の額	法人税法第2条第16号に規定する期末現在の資本金等の額を記載します。ただし、無償増資・減資等による欠損てん補などを行った場合は、当該資本金等の額から、 無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等) を控除するとともに 無償増資の額を加算した額となります。 (地方税法第292条第1項第4号の2)								
①欄 法人税法の規定によって計算した法人税額	法人税申告書別表1の「法人税額計」の欄 の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。 なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額、税額控除超過額相当額等の加算額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。								
②欄 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	詳細は京都市のホームページ(京都市情報館)内の「第20号様式各欄の記載のポイント」をご参照ください。								
③欄 還付法人税額等の控除額	法人税で欠損金の繰戻還付を受けた場合に、第20号様式別表2の5を添付し、同別表の④の計欄の金額を記載します。限度額はこの申告書の『①+②-「①の()内」』の額です。								
⑤課税標準欄 課税標準となる法人税額及びその法人税割額	連結法人であった法人は、第20号様式別表1の3(課税標準の計算書)の⑦の欄の金額を、通算法人等は、第20号様式別表1の⑭の欄の金額を、それ以外の法人で、一の市町村にのみ事業所等を有する法人は、この申告書の『①+②-③+④』の金額を、分割法人(2以上の市町村に事務所等を有する法人のこと。事業年度途中で事務所等を市町村間で移転した法人等も含まれます。)は、第22号の2様式の⑤の欄の金額を記載します。								
⑥課税標準欄 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額	分割法人のみが、『⑤÷⑳×㉔』の額を記載します。								
⑤、⑥税額欄	分割法人の場合は⑥に、その他の法人の場合は⑤に1円未満を切り捨てた額を記載します。								
⑰欄	申告書の左側下段の『指定都市に申告する場合の⑰の計算』欄の均等割額の合計金額又は第20号様式別表4の3における計の欄の金額を記載します。								
㉔欄 この申告により納付すべき市町村民税額	⑮+⑱の金額を記載します。 ただし、⑮又は⑱の欄がマイナス額となる場合は、右表のようにそのマイナス額をゼロとみなして『⑮+⑱』の計算をします。 <table> <tr> <td>⑮</td><td>△200,000</td></tr> <tr> <td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>25,000</td></tr> <tr> <td>㉔</td><td>25,000</td></tr> </table>	⑮	△200,000	⋮	⋮	⑲	25,000	㉔	25,000
⑮	△200,000								
⋮	⋮								
⑲	25,000								
㉔	25,000								
㉓、㉔欄	分割法人の場合、課税標準の分割基準となる従業者数を記載します。 <u>本店所在地が本市内にある場合は、第22号の2様式(分割明細書)も必ず添付します。</u>								
翌期の中間申告の要否	「法人税額(税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除)÷当該事業年度の月数(端数日数切上げ)×6」(100円未満切捨て)の額が10万円超の普通法人は「要」、それ以外は「否」に丸印をつけます。 * 翌事業年度において通算子法人に該当し、当該法人の翌事業年度開始日から、その開始日の属する通算親法人(通算子法人が予定申告を行う場合は、協同組合等も含まれます。)の事業年度開始日以後6月を経過した日の前日までの期間が6以外の場合は、6を該当月数に読み替えて計算します。								
法人税の申告期限の延長の処分の有無	法人税法第75条の2第1項により、法人税の確定申告の提出期限の延長が認められた法人は「有」、それ以外は「無」に丸印をつけます。								

※分割法人の法人税割の計算について(課税標準の分割基準となる従業者数について)

分割法人(2以上の市町村に事務所等を有する法人等。事業年度途中で事務所等を市町村間で移転した法人等も含まれます。)の場合、課税標準の額に直ちに税率を乗じるのではなく、**まず課税標準の額を「従業者数」の割合により関係市町村間で分割し、その分割後の額に税率を乗じて法人税割の計算を行います。**

法人税割の算定上用いる「従業者」とは、事務所等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいいます。(寮等分は含まず。)(非常勤の重役、顧問、派遣労働者(派遣元法人の従業者には含まず、派遣先法人の従業者数に算入します。)、アルバイト、パート等も含まれます。)

この従業者数は、算定期間の末日現在の人数によります。ただし、算定期間中途の新設・廃止等の場合には、別途定められた計算により算出しますので、詳細は京都市ホームページ「京都市情報館」中の「法人市民税に関するQ&A」等を参照願います。

課税標準の額 (法人税額)	➡	A市分の分割後の額(課税標準の額÷全従業者数×A市分の従業者数)×	A市の税率	=	A市分の法人税割額
	➡	B市分の分割後の額(課税標準の額÷全従業者数×B市分の従業者数)×	B市の税率	=	B市分の法人税割額

(2)均等割額

均等割額＝均等割の税率(年額)×算定期間中にその区で事務所等又は寮等を有していた月数÷12 (100円未満端数切捨て)

均等割額は行政区ごとに算定します。(政令指定都市では行政区画が一つの市の区域とみなされています。)(地方税法第737条)
この行政区ごとの均等割額の合計額が、京都市で課税される均等割額となります。
「月数」は、1ヶ月未満の端数日数は切り捨てます。(0月となる場合のみ切上げ)(地方税法第312条第4項)

京都市の均等割の税率(年額)

法人等の区分		区内の従業者数(※2)	
		50人以下	50人を超える
資本金等の額(※1)を有する法人	ア 1千万円以下	5万円	12万円
	イ 1千万円を超え、1億円以下	13万円	15万円
	ウ 1億円を超え、10億円以下	16万円	40万円
	エ 10億円を超え、50億円以下	41万円	175万円
	オ 50億円を超える		300万円
資本金(出資金)の額を有しない法人及び公共法人等(一般社団(財団)法人、人格のない社団等)ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。		5万円	

※1 ○資本金等の額は、算定期間の末日現在のものを用います。
○均等割の税率区分の基準となる期末現在の「資本金等の額」は、次の①と②を比較し、大きい方の額となります。
① 法人税法上の資本金等の額(注)－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額
②「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」
なお、法人税割の税率区分を判断する場合は、均等割のような大小比較は行わず、①の金額を用います。
また、平成27年3月31日以前開始事業年度の場合は、「資本金等の額」は法人税法上の資本金等の額をいい、かつ上記のような大小比較は行いません。
(注) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額
※2 均等割の算定上用いる「従業者」とは、事務所等又は寮等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいいます。(非常勤の重役、顧問、派遣労働者(派遣元法人の従業者には含まず、派遣先法人の従業者数に算入します。)、アルバイト、パート等も含まれます。)
この従業者数は、算定期間の末日現在の人数によります。算定期間の中で新設又は廃止された事務所等又は寮等でも同様です。

4 法人市民税の課税免除

次の法人が収益事業を行わない場合、京都市市税条例第18条により課税免除されます。(平成15年4月1日以後に開始する事業年度分)

公益社団法人又は公益財団法人、(団地)管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、防災街区整備事業組合
＜令和5年10月1日現在＞

5 法人市民税の納付 ※法人市民税担当の窓口では、納付は取り扱っていません。

確定申告書等で計算した税額等を、納付書に記入して、納期限(原則、申告期限と同日)までに以下の納付場所で納税してください。(「納付書」は京都市のホームページからもダウンロードできます。)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所・右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- 次の金融機関の本店・支店・出張所
銀行(みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正)、信用金庫(京都、京都中央)、信用組合(京滋、近畿産業)、農協(京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都)、その他(近畿労働金庫)
- 近畿二府四県のゆうちょ銀行直営店・郵便局 (京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県)
＜令和7年4月1日現在＞

納税が困難な場合は、市税事務所 諸税徴収担当[電話 075-222-3514]にご相談ください。
納税が遅れますと、延滞金をご負担いただき督促及び滞納処分を行うこともありますので、ご注意ください。

[申告書等の提出・お問合せ先] (電話) 075-222-3699 (FAX) 075-213-5305
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎 地下1階
京都市 市税事務所 法人市民税担当
[web サイト] 「京都市情報館」→「暮らしの情報」→「市税」→「市税の種類」→「法人市民税」

令和7年8月
京都市 市税事務所
法人市民税担当